

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「指定金融機関（支店、営業所等を含む。）等の所在する市町村」を「全国」に改める。

別表第1 市長公室市民総活躍推進課の項中

「 (現) 市民総活躍 推進係長及び 係員	を	「 (現) 市民総活躍推 進係長及び係 員 (現) 地域連携推進 係長及び係員	に改める。
(現) 公民館長		(現) 公民館長及び 係員	
」		」	

別表第2 市民総活躍推進課長の項中

「 市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長並び に市民総活躍推 進係長及び係員	を
		」

「

デジタル地域通貨イチカに係る収納	(現) 市民総活躍推進係長及び係員 (現) 地域連携推進係長及び係員 (現) 公民館長及び係員
市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長及び係員 (現) 市民総活躍推進係長及び係員

に改め、

」

産業振興課長の項中

「

産業振興館の使用料の収納

「

デジタル地域通貨イチカに係る収納
産業振興館の使用料の収納

を

に改める。

」

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。